

改正

平成17年9月28日条例第40号

常滑市登窯広場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常滑市登窯広場（以下「登窯広場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 やきもの散歩道の観光振興及び地域の活性化を図るため、登窯広場を常滑市栄町6丁目145番地に置く。

(施設の管理)

第3条 市長は、登窯広場の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理運営をさせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の利用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(利用時間)

第5条 登窯広場の展示工房館の利用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

2 前項ただし書に規定する場合において、指定管理者は、その旨を公表しなければならない。

(休館日)

第6条 登窯広場の展示工房館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に

該当する場合は、その翌日とする。)

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項ただし書に規定する場合において、指定管理者は、その旨を公表しなければならない。

(利用の許可)

第7条 登窯広場のうち、次に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 登窯広場の展示工房館を会議、集会、実習等で利用しようとする者

(2) 登窯広場の野外施設を利用して、催事、展示会、即売会その他これらに類する催しを開催しようとする者

2 指定管理者は、登窯広場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登窯広場の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、登窯広場の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第7条第2項の規定により許可に付された条件及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第11条 利用者が故意又は過失によって登窯広場又はその付属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りではない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 9 月28日条例第40号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。